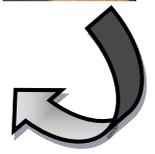


□ 自転車通行空間整備に関する業務

自転車は買い物や通勤、通学、子供の送迎等、日常生活における身近な移動手段やサイクリング等のレジャーの手段等として、多くの人に利用されています。CO₂を排出しないクリーンな移動手段であるとともに、車より健康的であることから、自転車の位置づけはますます重要になるとともに、利用の増大が見込まれます。

このような中、自転車と歩行者との事故が増加し、歩行者の大きなケガや死亡する事故が社会問題となっています。

以上の現状を改善するため国が新たなガイドラインを策定しました。今後、ガイドラインを踏まえた整備計画立案、自転車通行空間に係る設計に取り組んでいきます。



(千葉国道管内交通安全施設(歩道整備等)設計業務20J2/関東地方整備局 千葉国道事務所)

1 自転車事故を減らすための規制及び法令

- ◆昭和45年5月 道路交通法の改正
 - 自転車の歩道通行を可能とする交通規制
 - ※自転車と自動車の事故を減らすことが目的
- ◆平成20年6月 道路交通法の改正
 - 自転車の歩道通行可能要件が明確化
 - ※自転車の歩道走行は子どもとお年寄りが基本
- ◆平成23年10月 警察庁より通達

「良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の推進について」

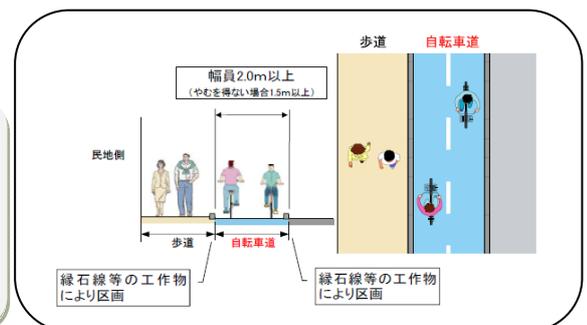
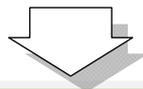
 - 自転車は「車両」とみなして罰則を強化

驚愕の自転車事故の損害賠償金

- ・携帯電話をしながら無灯火走行中、女性にぶつかり重度の障害を負わせた女子高生に5,000万円。
- ・交差点の横断歩道を渡っていた女性に信号無視で衝突し死亡させた男性に5,438万円。
- ・ペットボトル片手に下り坂から交差点に高速進入、横断中の女性を衝突させた男性に6,779万円。

◆平成24年11月 国土交通省と警察庁共同で策定「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」

- ・自転車は車両であり車道を通ることが大原則
- ・歩行者と自転車の分離をはかる



【出展：安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン】

2 車道に自転車通行空間を整備した実績

歩行者及び自転車の多い駅前通りにおいて快適で安全な歩行者空間を確保するため、車道部の歩道側に路肩を含め 2.0mの自転車専用通行帯を整備しました。薄層カラー舗装により自転車通行空間が明確となり、自転車通行の安全性にも配慮しました。

(自転車専用通行帯整備工事設計委託/東京都 西東京市)

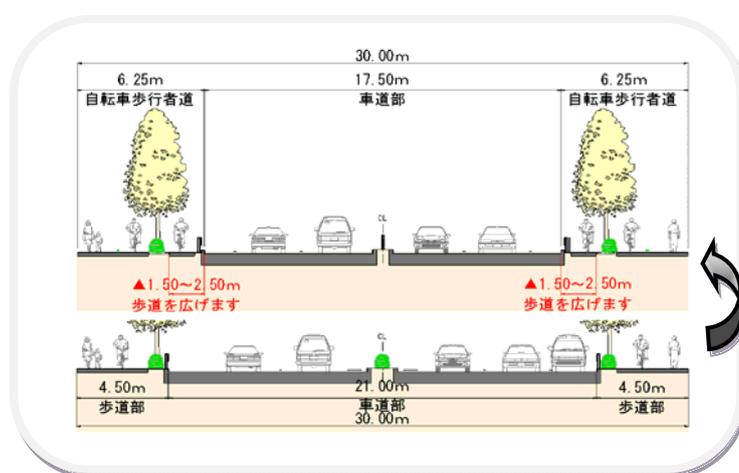


3 歩道を拡幅して自転車通行空間を整備 (ガイドライン策定以前)

主要地方道新宿国立線(第14号)東八道路は、国道20号のバイパスとして整備を行っている主要幹線道路です。人や自転車にとって使い易い道路とするため、車道部の幅員を減らして歩道部の幅員を広げることで自転車通行空間を創出しました。

道路歩行者、自転車が安全に通行でき、親しみのある道路へとリフレッシュしました。

(東八道路歩道拡幅基本設計・詳細設計/東京都 北多摩南部建設事務所)



施工前



施工後



4 その他実績

市街地で自転車利用が多い地域の道路整備を行う場合、自転車通行空間の創出が求められます。弊社は関係機関との協議資料作成及び設計について豊富な実績がございますのでお問い合わせいただけますようお願いいたします。

- ◆放射第35号線環境施設帯整備計画案検討委託/東京都 第四建設事務所
- ◆放射第17号線 自転車歩行者道詳細設計/東京都 第二建設事務所
- ◆H20管内交差点設計他業務/関東地方整備局 東京国道事務所



セントラルコンサルタント株式会社

<http://www.central-con.co.jp>

お問い合わせ先: 東京事業本部 技術第1部 道路グループ